

(別紙)

長野市スマート農業用機械等導入支援事業 ポイント加算基準

No.	内容	加点基準	加算ポイント
1	地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実に見込まれている。	応募申請者（個人又は法人で応募申請を行う場合）若しくは構成員の過半数（5戸以上の農業者で構成された団体で応募申請を行う場合）が、応募申請以前に地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実に見込まれている。	3点
2	認定新規就農者	応募申請者（個人で応募申請を行う場合）若しくは構成員のうち1名以上（5戸以上の農業者で構成された団体で応募申請を行う場合）が、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者である。 ただし、応募申請時点で既に当該青年等就農計画が終期を迎えている場合は加点の対象としない。	5点
3	市の農業者育成事業への協力	応募申請者（個人又は法人で応募申請を行う場合）若しくは構成員のうち1名以上（5戸以上の農業者で構成された団体で応募申請を行う場合）が、長野県が認定する「里親農業者」又は長野市が実施する「農業体験受入事業」の受入農業者に指定されている。	3点
		上記に加え、直近5年以内に体験者又は研修生の受入を行ったことがある、又は現在受け入れている。	2点
4	過去の補助履歴の有無	令和元年度以降に、応募申請者（個人又は法人で応募申請を行う場合）若しくは構成員全員（5戸以上の農業者で構成された団体で応募申請を行う場合）が、農業機械化補助金およびスマート農業用機械等導入支援事業による財政的支援を受けていない。	5点

(注) 算出したポイントの合計が同一の場合は、補助要望額が小さい者を上位とする。